

しばたパラスポーツ振興応援事業
平成30年度助成金募集要項

認定NPO法人新発田市総合型地域スポーツクラブ「とらい夢」（以下「認定NPO法人とらい夢」という）では、新発田市における障がい者スポーツ（以下「パラスポーツ」という）活動に対する普及啓発と競技力向上に必要な環境整備を行い、持続可能なパラスポーツ環境を育むことを目的として、「各競技団体から強化指定等を受けた選手や、パラスポーツの普及啓発活動を実践する団体」に対し、しばたパラスポーツ振興応援助成金を交付します。

1 交付対象

次に掲げる要件を満たす者または団体を対象とします。

- (1) 原則として本市の住所を有し居住している者、または本市に拠点を置く団体
- (2) 各競技団体から強化指定等を受けた選手、パラスポーツの普及啓発活動を実践する団体

上記(2)の「選手」「団体」については下記のいずれかに該当することとします。

- ア パラスポーツ普及啓発のため、パラスポーツ体験事業等を行う団体（行政機関、教育機関、NPO法人、社会福祉団体）
- イ パラスポーツ振興に必要な施設整備を行う団体（行政機関、教育機関、NPO法人、社会福祉団体）
- ウ 日本パラリンピック委員会及びパラスポーツ中央競技団体から、日本代表もしくは強化選手として指定を受けている者及び団体が認める引率者並びに団体。全国規模以上の競技会参加基準（推薦または予選突破会）を満たし出場権を得た者及び団体が認める引率者並びに団体

2 助成金交付対象事業及び助成金の額

助成の対象となる事業は、前条の助成対象者が行う事業で、次に掲げるものとします。

なお、助成金の額については、次のとおり上限額を定めますが、本事業の年間資金により調整を行うことがあります。

- (1) パラスポーツ振興育成事業及び助成金

ア パラスポーツ普及啓発のためのパラスポーツ事業の実施

- ① パラスポーツ体験事業等（パラスポーツ教室やイベント）を行った場合

1 団体1回の体験教室の実施の場合の上限額 10,000円

または、体験教室のほかに啓発のための講演会などの内容を組み合わせ、年間計画をまとめて申請可能 このときの1団体の年間の上限額 120,000円

イ パラスポーツ振興に必要な施設整備（備品配置、設備整備含む）の実施

1 団体年間1回の申請による上限額 100,000円

(2) パラアスリート応援助成事業及び助成金

ア 全国規模以上の競技会への参加

「全国規模以上の競技会」とは、パラリンピック、世界選手権、ワールドカップ等の国際大会や、日本障がい者スポーツ協会に属する競技団体が主催する全国大会等を行います。

下記の助成金の申請は、個人、団体ともに下記の①、②、③それぞれ年1回までの申請とします。

- ① パラリンピック等国際競技会への参加助成金 上限100,000円
- ② パラリンピック等国際競技会が日本国内で開催された場合の参加助成金
上限50,000円
- ③ 全国的規模競技会中央競技団体が主催する全国規模大会参加助成金
上限10,000円

イ 国内外における合宿への参加

パラアスリートの合宿への参加については、1回の助成金の限度は設けますが申請回数
の制限は設けません。 1回につき上限10,000円

3 助成対象経費

助成の対象となる経費は前条に規定する活動に必要な経費であり、次に掲げるものとします。

- (1) 使用料・賃借料（実費）
- (2) 参加費等負担金（実費）
- (3) 遠征交通費（実費）
- (4) 宿泊費（実費）
 - ・国内1泊につき11,800円以内とする。
 - ・国外1泊につき19,300円以内とする。
- (5) 消耗品費（実費）
- (6) 備品費・設備費・施設整備費（実費）
- (7) 謝金（パラスポーツ指導及びその補助含む）

4 申請手続き

事務局またはホームページから助成金交付申請書（【個人用・団体用】様式1）を入手し、必要事項を記入、交付対象であることを証明する書類を添付して事務局へ持参するか郵送にて申請してください。また申請者が未成年等の場合、保護者の同意書（様式2）も併せて提出してください。なお、提出された申請書類は返却しません。

【添付書類】

(1) 個人

- ・大会等の成績や出場を証明する書類（エントリーしたことが分かるもの）
- ・市内在住を証明する書類（住民票等）

(2) 団体

- ・団体の拠点を証明する書類
- ・団体の活動状況がわかる書類

5 申請期限

今年度は初年度ということで期限を設けず随時受け付けます。

6 審査基準

助成の対象となる事業が、次に掲げる条件に適合することを要します。

- (1) 助成の対象となる事業の目的が適切であって、かつその実施が確実であること。
- (2) 助成金の使途が適正であること。
- (3) その他助成の目的を有効に達成できる見込みがあること。

7 採否の決定と通知

認定NPO法人とらい夢で審査の上、速やかに採否を決定して申請者に文書で通知します。

8 助成金の交付時期

助成金の交付は申請を許可した日から10営業日以内に指定口座へ全額振り込みます。

9 活動計画および経費の変更について

やむを得ない事由により提出した申請内容と相違が生じた場合(一部変更やイベント開催の遅延・前倒し、助成金使途費目の変更等)は、その旨を速やかに事務局に連絡してください。変更の内容によっては助成金の交付決定を取り消し、または既に交付した助成金の返還を求めることがあります。

10 助成金の経理

助成事業についての収支帳簿を備えて収支を記録してください。また支出内容を証明する領収書等の書類を備えてください。

11 事業完了報告

助成事業を完了したときは、助成事業完了報告書(様式3)により事務局へ速やかに報告してください。

12 助成の停止規定

次に掲げるいずれかに該当する場合、助成を停止し、また既に交付された助成金の返還を求めます。

- (1) 申請書類記載事項に虚偽があることが判明したとき

- (2) 助成を受けるものとして不適切な行為や事実が判明したとき
- (3) 助成金を目的外の用途に使用したとき
- (4) 活動の中止または廃止の申請があったとき
- (5) 活動の報告が行われない場合、または活動が助成対象期間内に行われないとき

1 3 その他

- (1) 助成金の交付が決定した場合、当事務局関連の印刷物やホームページで氏名や団体の名称を公開する場合があります。
- (2) 申請書類上の個人情報は、助成金交付審査及び審査結果の連絡に使用するものであり、その他の目的に使用することはありません。

【申請書送付・問合せ先】

しばたパラスポーツ振興応援事業 事務局

認定NPO法人新発田市総合型地域スポーツクラブ 内

〒957-0054 新潟県新発田市本町 4-16-83

TEL 0254-28-7510 FAX 0254-28-7511